ID:　1004

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般工場等に対する措置等命令　（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）
例規名 根拠条項	環境の保全と創造に関する条例　第50条第1項
例規番号	平成7年兵庫県条例第28号

【根拠条文】

（一般工場等に対する命令等）

第50条　知事は、工場等（第36条第1項の許可に係る工場等及び特定施設等に係る工場等を除く。以下この条において同じ。）から排出し、発生させ、又は飛散させるばい煙等の量等が第34条第1項の排出基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置する者に対し、ばい煙等の処理の方法その他公害の防止について必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年6月28日	**最終変更年月日**	令和5年6月30日